

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號三第 卷二十三第

行發日一月三年六和昭

## 論叢

所得稅の不公平……………法學博士 神戸 正雄  
 利子の形成について……………文學博士 高田 保馬  
 數學的經濟學の論理的構造の批判……………文學博士 米田庄太郎

## 說苑

正米相場と期米相場との異動關係……………經濟學士 谷口 吉彦  
 金爲替準備に就いて……………經濟學士 松岡 孝兒  
 アメリカ經濟の發達と移民の消長……………經濟學士 堀江 保藏  
 獨逸中工業金融機關とIndustrieschaft……………經濟學士 楠見 一正

## 雜錄

幕末の株仲間再興是非……………經濟學博士 本庄榮治郎  
 明治初年に於ける侍階級の騷擾……………經濟學博士 黒正 巖  
 舊派統計學の一著作……………經濟學士 蜷川 虎三  
 日本都市年鑑を讀む……………經濟學博士 汐見 三郎

## 附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

（禁轉載）

## 雜 録

### 幕末の株仲間再興是非

本庄榮治郎

一

天保改革のとき、水野忠邦が物價引下の一策として諸問屋組合を停止し運上冥加を廢したが、<sup>1)</sup>これがため却て従来の配給組織を紊り不融通となり、物價下落の目的を達するに至らず、嘉永四年に至つて問屋組合を再興し、冥加上納を差止めたことは、茲に改めていふ迄もない所である。然し問屋再興の目的が果して物價下落にあつたか、又問屋再興後の物價が事實下落したかどうかといふことについては、未だ必ずしも明確ならざるものの如くである。頃者「市中取締續類集、諸家國産の部その四」を見るに、この點についての當局者の意見並に二三物價を記せるものがある。このこと

幕末の株仲間再興是非

は既に前號本誌所掲「幕末における幕府産物會所設立計畫」に於て多少觸れておいた處であるが、今その點のみを別稿として左に紹介することとする。

二

幕末財政困難の際に當り、幕府當局者は各藩における國産專賣政策の如きものを幕府自ら行はんとするの考を有し、之れが可否につき幕府要路の者に諮問したが（安政二年十一月）それに對する答申書の中に問屋組合停止の論が起り、それについて嘉永四年の組合再興につきその目的、その後の物價等が論ぜられた。

評定所一座のもの答申（安政二年十二月）には「仲ヶ間組合の儀、天保度一旦停止冥加運上御差免相成候處、矢張物價高く取締不宜由を以、去る子年文化度以前の姿に復古、冥加運上は彌相納候に不及旨被仰出候儀に候得共、復古致し候ても物價不引下候」といつてゐるが、井戸池田兩町奉行より本多石谷兩勘定奉行へ差出せし文書には「去る亥年諸問屋組合停止被仰出候以來、商法取締相崩、諸品下直にも不相成、却て不融通の趣も

第三十二卷 五五九 第三號 一二五

1) 天保の株仲間停止については、幸田成友氏著、日本經濟史研究 358 頁以下に株仲間の解放と題する論文がある。就て見るべし。

入御聽、都て文化以前の通再興被仰出(中略)其後去る丑年浦賀表え異國船渡來の節、市中御手當御仁惠筋の儀、御沙汰有之候に付、差向米穀を初、日用の品御當地拂底に相成候ては、以の外儀に付、下り荷物仕入方運送等差支無之候様申渡、夫々手配爲致<sup>1)</sup>たるのみならず、近頃海防御手當向其外臨時莫大の御入用筋御差湊に相成候間、御融通の爲、御府内町人共え御用金可申付旨被仰出候に付ては、諸問屋仲間組合再興にて商法取締等も際立、家業致し能場合を以申諭、御國恩の程爲相辨、身元相應の町人共は勿論、小前の商人共に至迄御用金速に上納仕、合金二十九萬三千九百四十兩餘去卯五月御藏納取計候儀に有之、其上同十月地震出火以來、諸色潤澤方並直段引下方等申渡、別て板材木類は必用の品に付、問屋共一同差はかり急速潤澤致し候様存可申合旨申渡、賣捌高一人別取調、手薄のものは問屋家業差除可申付旨をも委細申渡候に付、問屋共義も勵合、山方え仕入前金差送追々荷物着致し、其外諸色の義も同様の振合にて、右は再興の廉を以申諭又は及察

計候故、氣勢相進み、大金の仕入をも致し、先づ差支無之様相成候義にて「云々と述べ、右「御用金調達を始諸色潤澤方、いづれも問屋組合再興の功驗を顯候義に有之」と論じて居る。

而して組合再興の目的は、右の配給組織の整備にありしもので、必ずしも物價引下を主要目的とするものではないが、而も事實は物價引下の功をも奏せしものであり、評定所一座の答申の如く物價引下ならずとなすは誤りなりとせるものの如くである。即ち曰く「尤再興相成候迄、必定物價引直に可相成との見込に無御座候段は先役遠山左衛門尉より申上置候義も御座候へ共、生蠟・鹽・木綿・練綿・疊表・紙・呉服・酒等の類問屋停止以來と再興後と見競候へは、別冊の通いづれも直段下り居候上は、一般に再興後物價引下り候驗無之とのみは難申」云々と。

以上に由つて見れば、諸色潤澤、御用金調達等の點に於て株仲間再興の効果は十分に之を認むべく、物價の如きも事實下落せりとなすものである。

1) 安政元年御用金については「大日本古文書、幕末外國關係文書之六」403頁以下参照。

### 三

株仲間の廢止によつて配給組織が混亂し、諸品融通に差支ふるに至つたといふことであるが、果して如何。此點については諸色掛名主共よりの調査と思はるるものがあるから、次にその要旨を述ぶることとする。

(一)市中の燈油は凡十萬樽で、内七萬樽は下り油と稱し大阪勢州泉州等より仕入れる分、三萬樽は地廻と唱へ關東筋にて仕入れる分であるが、文政頃より高直となり、天保三年より靈岸島に油寄所を取立て、役人出張等のことがあつたが、追々市中日用に差支へ、直段も高直となり、同八年遂に沙汰止みとなり、元の如く油問屋へ賣買を命ぜられたが、右六ヶ年間絞草賣買方一變せしため、問屋共仕入方も十分に行はれ兼ね、天保八年より十二年まで、兎角市中日用品々切等のことがあり、十二年問屋停止商賣手廣に仰付られたが、仕入方致すべき油屋共は損失を厭ひ、又他商賣の者は仕入れても、油性合等明ならず、日用差支へしたため、翌天保十三年商賣手廣の御沙汰にもかかわらず、下り

幕末の株仲間再興是非

油元問屋、地廻油元問屋共仕入方品切無之日用差支へざるやう申合、出精致すべき旨を達せられ、其頃より下り地廻油一人毎に仕入買付書狀、仕切狀、封書にて差上、賣値口錢等も差定め申上げ、大坂表役人へ度々御掛合なし下され、日用油差支無之様元問屋共取計ふこととなりしもので、即ち天保十三年以來、問屋組合存在せし時と同様の仕法が行はれてゐたものである。而して嘉永四年問屋再興となつた。

(二)下り鯉節鹽干肴問屋、七組肴問屋、松前産干肴納方の者、地廻鹽干肴問屋、乾物問屋。右天保十二年問屋組合停止仰付られたが、御用肴同乾物類素人共勝手荷請にては日々の御用に差支を生ずるため、從來仲間行事と唱へしを御用肴同乾物納番納人と唱へ、日々御用品撰立取集め、また仲間會所と唱ふることの代りに御用品撰立所と唱へた。其外荷物引請方の義はずべて假御仕法と稱し御用を勤めたのである。

(三)錫鉛問屋は未だ再興の沙汰なく、嘉永六年頃より諸家方大砲鑄造等のため、和錫鉛御注文多くなり、素

人他商賣の者銘々賣買せば利益あるべしとて、大阪表  
 其外諸國へ手筋を求め互に糶合買取、内實は御武家方  
 御家來衆も此見込にて買入したため、元問屋共が荷元へ  
 買入方注文するも容易に入手し難き有様となり、價格  
 の亂高下を見るに至つた。即ち

和錫一貫目に付	嘉永六年六月頃	銀百七十八匁
同	九月頃	二百五十匁
同	十二月頃	六七百匁
安政元年一月頃		七八百匁
同	三月頃	七百匁
同	二年六月頃	四百五十匁
同	三年一月頃	三百匁
當時(同四月?)		二百八十匁
鉛一貫目に付	嘉永六年一月頃	銀十八九匁
同	年十二月頃	三十三匁五分
安政元年一月頃		三十六匁
同	二年	二十七匁
當時(三年四月?)		二十四五匁

右嘉永六年安政元年頃素人買付け甚しくとも、若し問  
 屋組合の組織あらば荷物の配給方に努力するから、右  
 の如き大高下はなき筈であるか、その組織なく素人が

糶合ひ、取締も付かず、素人は手元に隠買入等をなす  
 ため、在品拂底となり自然御用の節差支ふることとな  
 った。

(四) 礪穀灰竈持石灰問屋の儀は未だ再興を見ないが、  
 礪穀灰竈數は享保度に十口に定められ、寛政度人足寄  
 場え二口、都合十二竈であつたが、仲間停止後竈數増  
 加し、燒立原料不足となり、從來相續の竈持も燒立に  
 差支ふることとなつた。石灰の義も八王子野州産共素  
 人並漆喰練賣の者共勝手次第買取り取締り方なく、安  
 政二年十月以來御普譜所の御用にも差支へることとな  
 り、俄の御沙汰にて十二月中、此度限り、新大橋際灰  
 置場に一手に積付御用品相納、市中賣買も差支なく致  
 すべき旨仰渡された。然し前述の如き勝手氣儘の賣買  
 癖が付いてゐるから、御用品納人等取纏方等に心痛し  
 てゐる有様である。

(五) 大道春共御春屋御次米春立享保十二年より勤めて  
 るるが、仲間停止と共に右春立を免ぜられたため、御  
 賄方御掛にて實に差支を生じ、弘化元年より市中大道

春とも名主番組限人數取調べ、前々通り春方御用を勤むることとなつた。

(六) 桶職人共桶大工頭より觸當次第御役相勤むべきこととなつてゐるが、寛政頃には、桶職人住居の表役裏役差別を立て、役錢を以て相勤むる仕法であつたが手廣の御沙汰となつて以來、桶方御用御不辨利の由にて、嘉永五年より寛政度仕法の通りとなつた。

(七) 諸商賣手廣諸荷物船積方も諸國勝手次第となつたについては、廻船船頭水主共まで自儘となり、航海中不正の取計をしながら、浦改めなきため、難船又は荷打致候旨申立て、之れがため商人の損失多く、従つて商人共は仕入を手控へ、世上品物拂底となり、差支を生ずるに至つた。それで既に天保十四年に大傳馬町組木綿店、白子組木綿店、綿店、釘鐵店、油店、蠟店、藥種店、砂糖店、紙店の九店申合せ出銀をなし、大坂表にて堅牢なる船を選び廻船せしめ、元菱垣積諸問屋諸品積合の世話をなし、難船の節は大坂表並江戸九店にて處置することとしたため、漸く船方取締行はるる

やうになり、市中商人共大坂表買付荷物運送滞なく行はるるに至つた。もし九店廻船積合相立たざりしならんには、大なる差支を生ぜしことと考へられる。

(八) 更に材木の需給について考ふるに、文政十二年三月大火の際、問屋仲買素人差別なく諸國荷物手廣に直買仰付られたるため、職人素人共互に糺合ひ買取り、山方のものも江戸表へ罷出高直に賣捌き、板材木入津品隠れとなり作事方差支へ、同年八月に至るも品拂底であつた。それで天保五年二月大火の際は諸國板材木問屋共に限り引請くべく、問屋共は手筋の荷主より引請方に努め差支なき様すべき旨仰渡され、同年三月に至り品物潤澤となつた。其後株仲間停止中、弘化三年正月大火の節、素人職人共諸國材木直買せしたため隠れ荷物となり、同年九月頃に至つて漸く板材木賣捌方穩かとなるに至つた。安政二年十月地震出火にて震害焼失區域も甚だ廣く板材木類入用夥敷高に上つたが、荷物を問屋に限り引請け、十二月上旬より板材木類入津高増加し、二月末に至り品物潤澤差支なきに至つた。

これ全く問屋へ荷物引請を任せられた結果である。

以上各種の取引については、仲間停止により差支甚

しかりしたため、假に仕法を立てしものについて述べた

ものであるが、此の外に尙取引澁滞のものもあつたこ

とであらふ。右の如き假りの仕法が行はれたものとす

れば、町奉行が「停止は名のみにて、其實は問屋組合

有之候節の振合にて取締方爲仕候義に御座候處、右之

品名 標準 仲間停止中

生蠟 金一兩につき目方 (天保十二年)二貫五百目替

(同十三年) 二貫目乃至三貫目替

(嘉永四年)三貫目替

(同 五年)三貫五百目替

(安政三年)四貫目替

六匁五分―五匁四五分

七匁五分―六匁三分

百三十兩―百〇五兩

五十七匁五分―四十二匁五分

五十匁―二十八匁

三十三匁五分―十二匁

三十三匁―十八匁

三十二匁―十八匁

十匁―八匁

百二十七匁三分―百二十匁

鹽 赤穂鹽一俵に付 銀十匁―九匁五分

木綿 白木綿一反に付 銀八匁三分―七匁五分

線綿 三十本に付 金百五十兩―百二十兩

疊表 尾道表十枚に付 銀六十七匁―五十四匁

早島 同 五十七匁五分―四十四匁

青苳 同 銀三十五匁五分―二十匁

紙 脇半紙一メに付 銀三十七匁―二十二匁

西之内十帖に付 銀三十五匁―二十匁

越前大奉書一帖 銀十二匁―九匁

吳服 白羽二重一疋 銀百四十一匁五分―百三十七匁五分

趣追々入御聽御評議の上、終に再興被仰出候義に有之」  
(辰五月)とあるは尤のことであらう。  
(の答申)

四

次に株仲間再興が物價下落を目的とせしや否やは暫く措き、事實上再興前後によつて物價は如何に變動してゐるか。これについても諸色掛名主共よりの調査上申書があるから、左に之を表示しやう。

再興後

白縮緬 同	銀二百一匁七分―百九十五匁三分	百八十一匁五分―百七十二匁四分
白紬 同	銀九十四匁八分―九十二匁	八十六匁―八十一匁五分
白絹 同	銀六十三匁五分―六十一匁六分	五十八匁―五十五匁一分
越後縮 同	銀九十匁―八十七匁	九十匁―七十六匁五分
極上酒十駄に付	銀三十五兩―三十三兩	三十一兩―二十四兩二分
上酒 同	金三十二兩―二十九兩	二十八兩―二十一兩
中酒 同	金二十八兩―二十三兩	二十五兩―十九兩
並酒 同	金二十一兩―十九兩	十八兩―十五兩
紅花 壹駄に付	(天保十一年)金百兩―六十兩	(嘉永五年)五十五兩―二十八兩
		(安政三年)六十五兩―三十五兩

右の調査に關し上中書には「右御尋に御座候處、手廣中差支候口々は多端に御座候得共此内御世話被爲在候分を荒増廉書申上候。且又亥年再興以來直段引下等相成候分を申上候得共、一體の處乍恐手廣の儀にて、問屋御停止後休業又は新に素人にて其品賣買相始候分、一人別に荷物引請高荷主送狀等、事實の處取調、問屋名前書上候處、多端の義にて亥年より御取掛凡昨卯年迄に人數取調差上候程の儀、又問屋共も再興被仰付候ても諸國の荷主丑年より亥年迄の年間勝手儘に荷物市中え賣捌方癖付候間、荷主は問屋え差送候外、隱荷物

幕末の株仲間再興是非

洩荷物取締方、問屋共より俄に調詰候ては不穩成候間、追々に荷送方荷主え示談中に付、商法の儀は未だ漸半にて、直段引下方も際立候儀に至兼、以上五六ヶ年も懸引致候はば古復可仕」云々と述べ、數年後商品配給組織が更に一段相整ふに於ては、物價は更に下落すべきものと觀察せる如くである。

又曰く「寛政度頃の諸國荷主は問屋共え實意に荷送致候間正路に取引致候處、近來諸色荷主は其身送候荷物、直段高直の方え賣渡度との心組より、荷主一人にても問屋三四軒も取組、直段見合候儀は通例」のこと



であるが、此外諸家專賣仕法が行はれ、諸家並に家來衆の中にはその地産物を右の方法にて江戸へ輸送されるが、この場合には自然問屋の手に入る迄に種々の費用がかかり、値段高直となるため「當時の諸色直段寛政度の見合にて引下候義には至兼」又表向專賣仕法の行はれざる場合に、荷主共が江戸問屋へ洩荷隠荷物を差送り、問屋が之を取押へ談合に及べば、荷主は其身勝手のことを申立て、諸家々來衆にては荷主の言を信じ、取引融通に差支ふること兩三年來甚だ多きに至つた。此等荷主共が正路の取引をなすことは、問屋再興があつたからとて、急に行はるることは困難である。荷主も問屋再興の趣旨をよく諒解するに至らば、諸色並に商法も一層立直るに至るべく、猶五六年も経過せば落付くこととなるであらう。一體上方筋は荷主人氣も穩かであるが、關東筋は人氣我儘強く種々手段を弄する傾がある。元來「享保度大岡越前守様御勤役中、市中町法並諸商人賣買の道、厚御世話被爲在御立被置候に付、寛政度も右の御主法相續仕候處、文化度諸問

屋共商法精細過候間、天保度諸色直段引下の御主意にて手廣被仰渡候處、諸國荷主共其節迄江戸問屋共より荷物引合前借金不義理にいたし、外素人共へ荷送致、又素人共は手廣中故、荷主より直買致候得は直段安に品買取候儀と不手馴品直買致置、賣捌候節に至損毛等致候類多端にて、惣體人氣相狂候年間凡十ヶ年餘癖付候に付、此仕癖追々に立直り候て諸色都て豊凶漁不漁に准、直段高下實直に行渡可申候」云々と。

## 五

以上述ぶる所を概括するに、天保の株仲間停止のために、從來の配給組織を紊り、爲めに物價下落の目的を達することを得ず、嘉永四年の問屋再興となつたものであるが、評定所一座のものは、再興の効果を認めず、物價も引下らざりしものとしてゐるが、町奉行に於ては、問屋再興によつて配給組織も整ひ、安政元年の御用金調達も問屋仲間組織があつたればこそ之をなし得たものであり、物價も亦下落してゐるではないかと説いてゐる。且再興以前にも假仕法によつて、株仲

間の存在せる場合と略同様の組織をとつたものもあるから、株仲間停止の誤れることは明かであり、また再興後の物價が寛政度に比し、尙下落の程度小なる如く考へらるるは、仲間停止の數年間に取引上の惡習が出來、急にそれを改むる能はさるためである。從て罪は寧ろ仲間停止に存するものといふべく、數年後にはこの慣習も改められて、配給組織も一層整備し物價も更に下落するであらうとしてゐる。この説に對する評定所の見解は右の文書には見えてゐないから、私の茲に述べた所は、或は盾の一面だけを見たるに過ぎない感もあるが、株仲間の停止並に再興に關する意見としては興味ある處であり、配給組織の混亂並に物價につき具體的事實を列擧して、評定所の抽象的意見に答へたことも注意すべき點であらうと思ふ。